

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 の一部改正について

【改正内容】 令和6年4月1日施行

- ・ 同基準第23 条に規定する施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、
書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。
- ・ インターネット：子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）による情報公表も可能